

## **[事案 30-83] 既払込保険料一部返還請求**

・平成 30 年 11 月 27 日 和解成立

### **<事案の概要>**

保険料の払込期間および年払いと月払いの払込総額についての担当者の誤説明を理由として、保険料の一部返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 14 年 1 月に契約した医療保険について、以下の理由により、説明された払込期間以降に支払った保険料を返還するか、または払込保険料総額（月払い）を年払いの保険料まで減額してほしい。

- (1) 契約前、保険会社に電話をして、保険料の「60 歳払込」とはいつまでかと問い合わせたところ、最後の払込みは、60 歳の誕生日を過ぎてから 1 回だけ支払うとの説明であったが、実際には 60 歳になった後に到来する年単位の契約応当日前日まで保険料を支払わなければならなかった。
- (2) 上記回答によると、保険料の年払いと月払いとでは、最後の 1 回分の金額が大きく異なるため、払込保険料総額の差異を問い合わせたところ、月払いの方が総額は少ないとの説明であったため、保険料の払込方法を月払いに決めたが、実際には、年払いの方が総額は少なかった。

### **<保険会社の主張>**

担当者に誤説明はないため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、保険会社側に誤説明があったとは認められないが、紛争の早期解決等の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。